第４章

施策の基本方針

# Ⅰ　障がいのある人が参画するまちづくり

## 　理解の啓発と差別の解消

### 施策１　理解の啓発と配慮の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮について、広く市民に啓発し、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

内部障がいや難病、発達障がい、高次脳機能障がいなど外見からはわかりにくい障がいについては、その特有の事情を考慮し、広く市民に啓発していく必要があります。特に、高次脳機能障がいは、交通事故や脳梗塞などにより脳に損傷を受け、その後遺症により記憶障がいや注意障がい、行動障がいを伴うもので、後遺症によるものであることから、障がいの早期発見が困難な状況にあります。日常生活や社会生活をおくることが困難で、精神障害者保健福祉手帳等を取得し、必要な支援を受ける人もいます。

岐阜市では、ホームページや広報ぎふ、パンフレットなどを通じて、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努めるとともに、岐阜市発の白杖ＳＯＳシグナルのシンボルマークやヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の促進を図っています。また、障がい者関係団体と連携して12月３日から９日までの「障害者週間」や４月２日の「世界自閉症啓発デー」にあわせた啓発イベントを実施し、障がいのある人に対する理解とともに、交流の促進にも取り組んでいます。

しかし、障がいや障がいのある人に対する理解がいまだに十分でないことから、引き続き、障がい者関係団体と連携して障がいや障がいのある人に対する理解の一層の促進に取り組む必要があります。

また、障がいのある人に対する配慮も十分ではありません。平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間事業者に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がいのある人の意思表明があった場合とされていますが、意思表明のあるなしにかかわらず、広く障がいのある人に対する適切な配慮があれば、障がいのある人は、地域社会において、ともに活動することができます。

したがって、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、配慮の好事例の周知などにより、障がいにある人に対する適切な配慮の一層の促進を図っていく必要があります。

《基本方針》

●障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者関係団体と連携して啓発活動の充実に取り組みます。

●白杖ＳＯＳシグナルのシンボルマークやヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がいのある人への配慮の促進を図ります。

### 施策２　差別の解消と虐待防止の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、障がいのある人への差別を解消し、その権利をおびやかすような言動や虐待を防止するよう、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、平成24（2012）年から障がい福祉課に虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センター機能を担うとともに、障がいのある人の人権に関する啓発に努めるなど、虐待の防止と早期発見に取り組んでいます。

また、平成28（2016）年の障害者差別解消法の施行にあわせ、「岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」（以下「岐阜市職員対応要綱」といいます。）を制定するとともに、「障がいのある人への対応事例集」等を作成し、市職員に対する研修を実施し、周知を図っています。障がいのある人やその家族等からの相談等には、障がい福祉課と地域保健課に相談窓口を設置し、対応しています。さらに、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を踏まえ、広く障がいを理由とした差別等に関する相談に対応するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めています。

しかし、いまだに障がいを理由とした差別や偏見を感じる障がいのある人がいることから、引き続き、障害者差別解消法や「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」、岐阜市職員対応要綱を踏まえ、必要に応じて、岐阜県障がい者差別解消支援センターなど関係機関と連携し、障がいのある人やその家族等からの相談等に対応するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努めるなど、差別の解消を推進する必要があります。

また、障がいのある人の人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、岐阜県障害者権利擁護センターや岐阜市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、成年後見制度の活用の促進を図るなど、虐待防止を推進する必要があります。

《基本方針》

●障害者差別解消法や「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」などに基づき、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に努めるなど、障がいのある人に対する差別の解消の推進に取り組みます。

●障がいのある人の権利や財産を守るため、人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、成年後見制度の活用の促進を図ります。

## 　教育・療育の充実

### 施策３　学校教育の充実

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育の推進が望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。

岐阜市では、福祉教育を推進し、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある児童生徒が学校生活をおくる上で必要な施設のバリアフリー化に取り組むなど、インクルーシブ教育の推進を図っています。また、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るとともに、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校などの多様な学び場における適切な教育の提供に努めています。さらに、卒業後の進学、就職に向けた適切な進路指導の充実に努めるとともに、できる限り成人に至るまでの一貫した支援を受けられるよう、関係機関と連携して作成した成長の過程や支援の内容に関する情報を記録するサポートブックの活用の促進を図っています。

引き続き、障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、福祉教育を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解を一層深めるとともに、学校施設のバリアフリー化に取り組むなど、インクルーシブ教育の推進を図る必要があります。また、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいに応じた適切な教育の提供に努める必要があります。

《基本方針》

●福祉教育や学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育の推進に努めます。

●教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に努めます。

### 施策４　療育の充実

発達に遅れや障がいのある児童については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、保育、教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

岐阜市では、平成26（2014）年に、岐阜市子ども・若者総合支援センター（“エールぎふ”）を開設し、０歳から成人前までの子どもや若者に関する悩みや不安などの相談にワンストップで対応し、一人ひとりの特性や発達段階に応じた継続的な支援に取り組んでいます。乳幼児期においては、乳幼児健康診査や保育所（園）、認定子ども園、幼稚園等における保育、教育を通じて、発達の遅れや障がいなどの早期発見に努め、幼児支援教室などにおいて早期対応を図ることにより、就学への円滑な移行に取り組んでいます。療育支援が必要な児童に対しては、恵光学園、みやこ園などの児童発達支援センター、ポッポの家などの医療型児童発達支援センターと連携し、適切な療育相談や支援に取り組んでいます。

引き続き、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における療育の質の向上とともに、岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実に努め、就学への円滑な移行や就学後の教育の充実に取り組むなど、福祉と教育の連携を図り、発達に遅れや障がいのある児童に対する切れ目のない支援に取り組む必要があります。また、医療的ケアを必要とする障がいのある児童の支援については、福祉と教育のほか、保健・医療等との連携を図って取り組む必要があります。

《基本方針》

●切れ目のない支援を実現するため、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における療育の質の向上に努めるとともに、福祉と教育、保健・医療等との連携を図り、医療的ケアを必要とする障がいのある児童の支援などに取り組みます。

●岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実を図り、発達障がいや発達に遅れのある児童の総合的かつ継続的な支援に取り組みます。

## 　スポーツ、文化芸術活動の推進

### 施策５　スポーツの推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として活動するためには、スポーツを通じた社会活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、岐阜県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携し、障がい者スポーツの推進に取り組むほか、障がい者スポーツの体験イベントを実施するなど、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じて障がいのある人とない人とが交流する環境づくりに取り組んでいます。

平成24（2012）年には、ぎふ清流国体（第67回国民体育大会）・ぎふ清流大会（第12回全国障害者スポーツ大会）が開催されました。また、平成32（2020）年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックや聴覚障がいのある人のデフリンピック、知的障がいのある人のスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。

引き続き、岐阜県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携して、障がい者スポーツをより一層推進し、障がいのある人が、スポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図る環境づくりに取り組むとともに、障がい者スポーツを通じて障がいのある人とない人との交流を促すなど、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努める必要があります。

《基本方針》

●障がい者スポーツを推進し、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。

### 施策６　文化芸術活動の推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として活動するためには、文化芸術活動を通じて社会活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障がい者関係団体などと連携し、12月３日から９日までの「障害者週間」にあわせて「オンリーワンわたしたちの芸術祭」（以下「障がい者芸術祭」といいます。）を開催するとともに、特別支援学級や特別支援学校による「ふれあい教育展」を開催するなど、障がいのある人が文化芸術に親しむ環境づくりに取り組み、障がいのある人の文化芸術活動の成果の発表を通じた障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めています。また、生涯学習「長良川大学」などの実施により、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進しています。

平成27（2015）年には、「知の拠点」となる中央図書館や「絆の拠点」となる市民活動交流センター、「文化の拠点」となる展示ギャラリーなどからなる「みんなの森　ぎふメディアコスモス」を開設し、障がいのある人をはじめ、多くの市民に利用され、親しまれています。

引き続き、障がい者芸術祭の開催や生涯学習「長良川大学」における文化芸術活動に関する講座情報の提供などにより、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進するとともに、障がいのある人の文化芸術活動の成果の発表を通じた障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努める必要があります。

《基本方針》

●障がい者芸術祭や生涯学習「長良川大学」を実施するなど、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。

## 　ユニバーサルデザインの推進

### 施策７　施設の利用に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、公共施設や障害者支援施設をはじめとする民間施設において、障がいのある人の活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、平成18（2006）年に施行されたバリアフリー法や平成10（1998）年に施行された岐阜県福祉のまちづくり条例、平成22（2010）年に策定した岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などに基づき、平成33（2021）年開設予定の新市庁舎などの市有建築物や公園等の公共施設において、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、音声案内、車いすやオストメイトに対応した多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー化に取り組んでいます。

市有建築物の中には、老朽化が進み、建て替えや大規模な改修が必要となるものもあります。市有建築物の建て替えや大規模な改修にあわせ、バリアフリー化の推進を図るとともに、点字表示の設置や案内表示の拡大などの配慮に努める必要があります。また、引き続き、公園のバリアフリー化に取り組むとともに、選挙における投票環境の向上を図るため、投票所のバリアフリー化に努める必要があります。

障害者支援施設をはじめ、不特定多数が利用する商業施設、障がいのある人が働く事業所等に対しても、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図る必要があります。

《基本方針》

●障がいのある人をはじめ、誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、新市庁舎などの市有建築物や公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。

●ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努め、障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

### 施策８　移動に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、道路や公共交通施設などにおいて、障がいのある人の移動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、平成18（2006）年に施行されたバリアフリー法や平成10（1998）年に施行された岐阜県福祉のまちづくり条例、平成22（2010）年に策定した岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などに基づき、歩道の段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などのほか、音響信号などの設置を警察に働きかけるなど、障がいのある歩行者や車いすの利用者に配慮した道路空間のバリアフリー化に取り組んでいます。また、ＪＲ岐阜駅における交通結節点としての整備やコミュニティバスの導入など、公共交通の環境づくりにあたってもバリアフリー化に取り組んでいます。

引き続き、バリアフリー化が必要とされる道路や公共交通施設などについて段階的かつ計画的な整備を推進します。また、公共交通事業者等に対し、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図る必要があります。

《基本方針》

●障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進します。

●ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努め、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

### 施策９　情報に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、障がいのある人が必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにすることにより、外出しやすい環境とともに、生活の利便性の向上を図る必要があります。特に、視覚や聴覚等障がいのある人の情報の入手や意思疎通の支援に取り組むなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、平成22（2010）年に策定した岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などに基づき、誰にでもわかりやすい広報紙やホームページの作成に努めるとともに、「障がい者の明日のために」や「精神保健福祉ガイドブック」の発行など、行政情報の積極的な発信に取り組んでいます。さらに、視覚障がいのある人に対する点訳・音訳サービスの提供を図るほか、聴覚等障がいのある人の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者などの養成や派遣、筆談など窓口対応の配慮に努めるとともに、聴覚等障がいのある人にとっての言語である手話や要約筆記の普及に取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人が必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めるとともに、情報の取得手段として有効なインターネットや携帯電話などの電子情報機器の活用を促進するための環境づくりを推進する必要があります。さらに、視覚障がいのある人に対する点訳・音訳サービス、聴覚障がいのある人の手話や要約筆記の普及、意思疎通支援の充実に取り組むなど、平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいのある人に対する配慮の啓発に取り組む必要があります。

《基本方針》

●障がいのある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めます。

●障がいのある人が、生活する上で適切な情報の入手や意思疎通ができるよう、点訳・音訳サービスや手話通訳、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。

# Ⅱ　障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

## 　生活支援の充実

### 施策10　相談支援の充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援体制を整備する必要があります。

岐阜市では、平成26（2014）年に基幹相談支援センター業務を行う組織を設置するとともに、地域の核となる相談支援事業所の強化を図るなど、相談支援体制の充実に取り組んでいます。また、地域に身体・知的障害者相談員を配置するとともに、精神障がいのある人や指定難病患者等からの生活等に関する相談に対応しています。平成26（2014）年には、岐阜市子ども・若者総合支援センター（“エールぎふ”）を開設し、発達障がいなど、支援を必要とする子どもや若者に関する悩みや不安などの相談にワンストップで対応しています。このほかにも、障がいのある人の生活にかかわる住まいや就労などの相談に対応しています。

引き続き、障がいのある人の生活や療育、教育などに関する各種相談に対応するとともに、相談件数の増加とそれに伴う相談内容の多様化などに対処するため、相談支援機関との連携強化などにより、相談支援体制のさらなる充実に取り組む必要があります。

《基本方針》

●地域の核となる相談支援事業所の機能強化に取り組むとともに、相談支援機関との連携を図ることにより、相談支援体制の充実に努めます。

●生活に関する各種相談に対応するとともに、岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実を図り、発達障がいや発達に遅れのある子ども・若者に関する相談に対応します。

### 施策11　在宅を中心としたサービスの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う在宅サービスのほか、施設において日常生活能力の向上などを支援する日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、サービス等利用計画などの作成とともに、居宅介護や訪問入浴サービスなどの訪問系サービス、生活介護や自立訓練などの日中活動系サービス、同行援護や行動援護、移動支援などの外出支援サービスなどの適切な提供に努めています。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために必要なサービスの提供に努めるとともに、適切なサービスを提供するための人材の育成と確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、訪問給食サービスなどの日常生活の支援や諸手当などの経済的な支援に関する施策を推進するとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策の推進を図る必要があります。

《基本方針》

●障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス、外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。

●これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進します。

### 施策12　重度化・高齢化等への対策

重度や重複した障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、自宅や施設において入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスのほか、日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、サービス等利用計画などの作成とともに、医療的ケアを伴う居宅介護や重度訪問介護、訪問入浴サービスなどの訪問系サービス、同行援護や行動援護などの外出支援サービス、短期入所や療養介護などのサービスの適切な提供に努めるほか、介護保険サービスへの移行の調整に取り組んでいます。

障がいの重度化や重複化、それに伴う家族などの介助負担の増加への対応のほか、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討など、障がいのある人とその家族の高齢化に伴う親なき後などを見据えた対応が求められています。そのため、短期入所や日中一時支援などにより、家族の介助負担を緩和、軽減するためのサービスの充実に努めるとともに、適切なサービスを提供するための人材の育成や確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

障がいの重複には、身体障がいのうち肢体不自由と知的障がいとの重複のほか、視覚障がいや聴覚等障がいと知的障がいの重複などもあり、また、重度の障がいには、著しく高い頻度で自傷行為や他害行為のある強度行動障がいもあり、今後、障がいの特性などに、より対応したサービス提供の体制整備に留意する必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、訪問給食サービスなどの日常生活の支援や諸手当などの経済的な支援に関する施策を推進するとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策の推進を図る必要があります。

《基本方針》

●重度や重複した障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。

●地域生活支援拠点等の整備に向け、障がい者関係団体と協議するなど、障がいのある人の親なき後などを見据えた取り組みを推進するとともに、短期入所や日中一時支援の充実を図ることなどにより、重度や重複した障がいのある人を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）に取り組みます。

●これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進するとともに、介護保険サービスへの移行の調整に努めます。

### 施策13　住まいの確保と充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保する必要があります。

岐阜市では、市営住宅における車いす対応住宅の整備や障がいのある人の優先入居とともに、在宅での生活を希望する人のために住宅のバリアフリー化などを支援しています。また、障害者総合支援法に基づき、施設入所支援はもとより、地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めるとともに、グループホームの整備の促進を図っています。

引き続き、施設入所支援や地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めるほか、今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親なき後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホームの整備の促進を図るとともに、自立生活援助の適切な提供や住宅のバリアフリー化の支援など、在宅やひとり暮らしでの生活支援にも努める必要があります。なお、民間賃貸住宅については、貸主や周辺住民の障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、障がいのある人が賃貸しやすい環境づくりに努める必要があります。

《基本方針》

●障がいのある人が、自ら望む場所で日常生活をおくることができるよう、施設入所支援はもとより、地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めます。

●グループホームの整備や民間賃貸住宅の利用促進などにより、住まいの確保を図るとともに、住まいのバリアフリー化などの支援に取り組みます。

## 　保健・医療の提供

### 施策14　保健サービスの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図る必要があります。障がいの発生時期や原因はさまざまであることから、それぞれのライフステージに合わせて、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげる必要があります。発達に遅れや障がいのある児童については、できる限り早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期発見に努める必要があります。

岐阜市では、生後４か月までの乳児のいる家庭への訪問による子育て支援に取り組むとともに、４か月児、10か月児、１歳６か月児、３歳児、５歳児の乳幼児健康診査や就学時における健康診断を実施し、専門的な支援が必要な児童については、関係機関と連携し、相談や支援の継続を図っています。

健康づくりについては、「歩き」を中心とした「スマートウエルネスぎふ」の推進や食生活などの生活習慣改善の啓発に取り組むなど、生活習慣病や介護の予防を促進しているほか、農業体験を通じた健康づくりや食育に関する啓発、相談などに取り組んでいます。また、ストレスなどによるうつ病など、心の病を抱える人の増加に対応するため、学校や企業などと連携し、心の健康づくりに関する取り組みを推進しています。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために必要な保健サービスの提供に努め、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組むとともに、心の健康づくりを推進する必要があります。

《基本方針》

●乳幼児健康診査などにより、発達に遅れや障がいのある児童の早期発見に努め、適切な支援につなげます。

●健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見、介護の予防を促進するとともに、関係機関と連携し、心の健康づくりに取り組みます。

### 施策15　医療サービスの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図るための適切な医療サービスが必要となります。また、障がいの早期発見に取り組み、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションにつなげることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組む必要があります。

岐阜市では、重度心身障害者等医療費などを助成するとともに、自立支援医療を推進することにより、医療費の負担軽減を図り、適切な医療サービスを利用できるような環境づくりに努めています。このほか、障害者総合支援法に基づき、医療的ケアを伴う居宅介護や療養介護、医療型児童発達支援などの適切なサービスの提供に努めています。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために、医療費の負担軽減を図るとともに、地域の医療機関と連携し、適切な医療サービスを受けられるような環境づくりに努める必要があります。

《基本方針》

●障がいのある人が適切な医療サービスを利用できるよう、医療費の負担軽減や適切なサービスの提供に努めます。

## 　安全・安心な地域づくり

### 施策16　防災・防犯対策の推進

障がいのある人が、自ら望む地域において、安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、大規模な地震、土砂崩れ、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を整備する必要があります。

近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生により市民の防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障がいのある人への対応の充実も求められております。

今後とも、災害時における助け合いによる救助や避難所などにおける障がいのある人への適切な配慮について市民の意識の醸成を図るとともに、福祉避難所や災害備蓄品の整備、ボランティアの確保、避難行動要支援者名簿登録、個別支援計画の策定などの促進に努める必要があります。また、災害時に、避難や避難生活などに関する情報などを障がいのある人に適切に伝えるための仕組みづくりや医療的ケアが必要な障がいのある人の生命を守る体制づくり、住まいの耐震化の促進など、防災対策のさらなる推進を図る必要があります。

火災や事故などに対しては、迅速に消火・救助・救急活動を行うことができるよう、消防体制などの充実を図る必要があります。

また、日常的に発生している交通事故や犯罪、消費生活にかかわるトラブルに対しては、交通安全教育などを通じて、交通ルールの徹底や交通マナーの向上に努めるほか、みんなでつくる「ホッとタウン」プロジェクトを推進するなど、地域や警察と連携した防犯活動に取り組むとともに、悪質商法や多重債務など、消費生活に関するトラブルの相談に応じるなど、防犯対策のさらなる推進を図る必要があります。

《基本方針》

●障がいのある人を大規模災害から守るため、避難行動要支援者名簿登録の促進や福祉避難所の確保、住まいの耐震化の促進など、防災対策の一層の推進に努めます。

●障がいのある人を火災や事故、急病などから守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから守ります。

### 施策17　地域・ボランティア活動の推進

障がいのある人が、自ら望む地域において、安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、身近な地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促し、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動、ボランティア活動など、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。

岐阜市では、安否情報ダイヤルイン電話などによる安否確認を通じた見守り活動を推進しています。また、岐阜市社会福祉協議会などの関係団体と連携し、福祉ボランティアの育成や確保に努めるとともに、地域住民相互の関係づくりや見守り活動、助け合い活動を担う人材や団体の育成のほか、ＮＰＯやボランティアの育成、支援に取り組むなど、地域における福祉活動の促進を図っています。

こうした地域におけるさまざまな活動を推進していますが、身近な地域住民相互の関係は希薄化しつつあります。平常時における見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動などを促進するためには、身近な地域住民相互の自発的な関係づくりが不可欠となります。

引き続き、地域や岐阜市社会福祉協議会等と連携し、身近な地域における見守り活動や助け合い活動などを推進するとともに、地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図る必要があります。また、引き続き、安否確認に関する取り組みを実施するともに、岐阜市社会福祉協議会などの関係団体と連携し、ボランティア活動などの促進に努める必要があります。

さらに、障がいの有無だけでなく、性別や国籍などにかかわらず、お互いに尊重し合いながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりにも取り組む必要があります。

《基本方針》

●障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すとともに、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動などを促し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。

●障がいのある人の孤立化を防止するため、安否確認に努めるとともに、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりを推進します。

# Ⅲ　障がいのある人が働きやすいまちづくり

## 　雇用・就労の促進

### 施策18　一般就労の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得られるよう働く意欲を持つとともに、一般就労を望む人が民間企業などで働くことのできる環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、就労移行支援などの適切な提供に努めるとともに、障がいのある人の働く意欲の醸成を図っています。

一般就労に移行するためには、民間企業などの理解と配慮が不可欠です。障がいのある人の法定雇用率は、平成30（2018）年４月から精神に障がいのある人も対象に加えられ、民間企業で2.2％、地方公共団体で2.5％にそれぞれ引き上げられます。その後の状況を見極めた上で、さらに、民間企業で2.3％、地方公共団体で2.6％まで引き上げられる予定です。

岐阜市では、障がいのある人を雇用する民間企業などを奨励し、雇用の促進を図るとともに、障がいのある人の職員採用（平成29年６月１日現在の雇用率は2.4％）や職場実習の受け入れに努めています。

引き続き、就労移行支援の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、今後、障害者雇用促進法の一部改正の施行などを踏まえ、民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、就労と雇用の両面から、障がいのある人の一般就労を促進する必要があります。

《基本方針》

●就労移行支援の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成を図り、就労機会の拡大に努めます。

●民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。

### 施策19　福祉的就労の充実

一般就労の困難な障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得るとともに、生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供する必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などの適切な提供に努めるとともに、小規模の通所施設の運営を支援しています。また、特別支援学校やサービス提供事業所等と連携し、特別支援学校卒業後の就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などの利用に関する説明会を開催しています。

引き続き、一般就労の困難な障がいのある人が生きがいを持って働けるよう、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などを適切に提供するための人材の育成と確保を促進するとともに、必要に応じて、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所の整備の促進を図ります。また、農家や農地所有適格法人等と就労支援サービス提供事業所等との連携を図り、障がいのある人の農業分野での就労も促すなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

《基本方針》

●一般就労の困難な障がいのある人に福祉的就労の場を提供するため、農業分野での就労を促進するなど、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）サービスなどの充実を図るとともに、必要に応じて、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所の整備の促進を図ります。

### 施策20　就労定着への対策

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

障がいのある人が就労を継続するためには、一般就労において、民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すとともに、就労定着支援の適切な提供に努める必要があります。また、福祉的就労においては、就労移行支援や就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などのサービス提供事業所等（以下「障害者就労施設等」といいます。）でつくられる製品等の販路を確保、拡大し、工賃の向上を図ることなどにより、サービスの継続的な利用を促す必要があります。

岐阜市では、福祉の店の運営に取り組み、障害者就労施設等でつくられた製品等の販路の確保、拡大を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の物品や役務の優先調達に努めています。

引き続き、福祉の店の運営に取り組み、障害者就労施設等でつくられる製品等の販路の確保、拡大を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の物品や役務の優先調達の一層の推進に努める必要があります。今後も、民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、就労環境の充実を図る必要があります。

《基本方針》

●障がいのある人の一般就労の継続を図るため、民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。

●福祉的就労の継続や工賃の向上を図るため、障害者就労施設等でつくられる製品等の販路の確保、拡大とともに、優先調達の一層の推進に努めます。